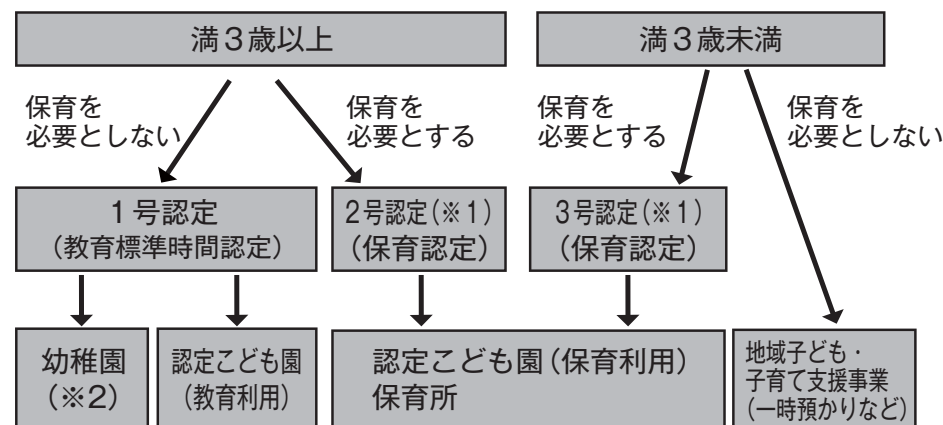


平成28年度に入園される園児を募集します。
入園手続きは従来と大きく変わりませんが、平成27年4月から始まった『子ども・子育て支援新制度』により、子どもの年齢や保育の必要性に基づいて認定される『支給区分』に応じた施設を利用していただくことになっています。

支給区分の認定申請について

平成28年度に認定こども園・保育所・幼稚園の利用を希望される全ての方に『支給認定申請書兼現況届』を、各施設の利用申込書とともに提出いただきます。

- 1号認定(満3歳以上・教育標準時間認定)・・・満3歳以上で教育利用を希望する場合
2号認定(満3歳以上・保育認定)・・・満3歳以上で保育を希望する場合
3号認定(満3歳未満・保育認定)・・・満3歳未満で保育を希望する場合



「保育を必要とする」とは？

保護者のいずれもが①～⑨のいずれかに該当し、家庭で子どもを保育することができない場合は、2号または3号認定となり、認定こども園や保育所を利用することができます。

- ①就労（一時預かりで対応可能な短時間の就労は除く）
②妊娠・出産 ③保護者の疾病・障がい
④同居または長期入院等している親族の介護・看護
⑤災害復旧 ⑥求職活動 ⑦就学 ⑧虐待・DV
⑨育児休業取得時に、既に保育を利用している子どもがおり、継続利用が必要であること。

(※1) 保育時間により、2つに区分されます。

①保育標準時間（1日最長11時間利用可能）
主にフルタイム就労（1か月当たり約120時間以上の就労）

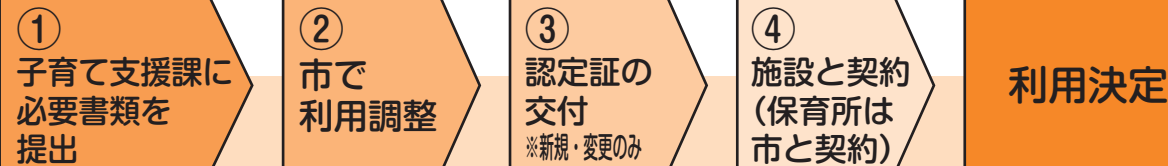
②保育短時間（1日最長8時間利用可能）
主にパートタイム就労（1か月当たり約48時間以上の就労）

(※2) 社幼稚園の入園可能年齢は満3歳以上、福田幼稚園の入園可能年齢は満4歳以上です。（年齢の基準日は平成28年3月31日）

入園申し込みの流れ・必要書類について

社幼稚園以外の認定こども園・保育所を希望する場合

問い合わせ 福祉部子育て支援課
(庁舎1階) ☎43-0408



受付期間

11月2日(月)～11月30日(月) ※平日のみ

必要書類

申込書類は、子育て支援課・市内各こども園・各保育所にあります。

- ①施設型給付費・地域型給付費等支給認定申請書兼現況届
②利用申込書
③保育の必要性を証明する書類
(認定こども園で教育利用を希望する場合は不要)

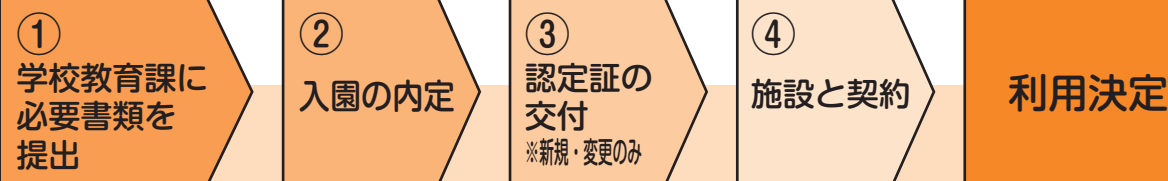
※受付期間終了後も平成28年度の入園申込を受け付けますが、今回の受付期間中(11月)の申し込みを優先して審査します。(審査により希望する認定こども園や保育所に入園できないことがあります)

※障がいがある、または障がいがあると思われるお子さまについては、その旨を申込書にくわしく記入してください。



社幼稚園・福田幼稚園を希望する場合

問い合わせ 教育委員会学校教育課
(庁舎4階) ☎43-0541



受付期間

11月2日(月)～11月30日(月) ※平日のみ

※継続して教育利用を希望される場合には、手続き不要です。

必要書類

申込書類は、学校教育課・市立幼稚園にあります。

- ①施設型給付費・地域型給付費等支給認定申請書兼現況届
②入園申込書(願書)
③保育の必要性を証明する書類(教育利用を希望する場合は不要)



市内施設一覧

※市内の認定こども園または保育所への入園を希望されている方で、希望施設へ書類を提出される場合は、11月20日(金)までに書類を持参してください。

認定こども園

施設名	住所	定員	
		1号	2号・3号
東古瀬こども園	東古瀬	15	60
高岡育児園	高岡	10	60
社保園(※1)	木梨	6	159
米田保育園(※1)	上久米	3	57
三草保育園(※1)	上三草	6	89
正覚坊こども園(※1)	上田	15	80
たきの愛児園(※1)	上滝野	15	90
加茂こども園(※1)	北野	10	90
社幼稚園(※1)	社	69	11(※2)

※1の施設は、平成28年4月に認定こども園へ移行予定です。

※2は、満3歳以上のお子さんの、8時から16時までの間(最長8時間)の利用に限ります。

保育所

施設名	住所	定員	
		1号	2号・3号
鴨川保育園	平木	—	20
椿山保育園	山国	—	80
泉保育園	西垂水	—	70
河高保育園	河高	—	70
東条保育園	袴鹿谷	—	90
秋津保育園	秋津	—	45
さくら保育園	岡本	—	60

幼稚園

施設名	住所	定員	
		1号	2号・3号
福田幼稚園	東実	60(※3)	—

※3は、満4歳以上のお子さんに限ります。

